

高知大学学生交流規則

平成 25 年 3 月 27 日
規 則 第 109 号

最終改正 平成 29 年 11 月 27 日規則第 31 号

高知大学学生交流規則（平成 16 年規則第 139 号）の全部を改正する。

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高知大学学則第 22 条第 2 項、第 24 条第 2 項、第 49 条第 5 項、第 50 条第 3 項、第 65 条第 5 項及び第 66 条第 3 項の規定に基づき、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規則において「特別研究学生」とは、他の大学院の学生で当該大学院の教育課程の一環として高知大学（以下「本学」という。）大学院の研究科（学内共同教育研究施設及び全国共同利用施設を含む。）において研究指導を受けようとする者をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学の学生で当該大学の教育課程の一環として本学の授業科目（開設大学以外の大学の学生を履修対象とする教育プログラムを含む。以下同じ。）を履修しようとする者をいう。

3 この規則において「聴講派遣学生」とは、本学の教育課程の一環として他の大学の授業科目を履修しようとする本学の学生をいう。

4 この規則において「研究派遣学生」とは、本学の教育課程の一環として他の大学院等の研究指導を受けようとする本学大学院の学生をいう。

5 この規則において「他の大学」とは、本学と学生の交流を行う学校教育法（昭和 21 年法律第 26 号）第 1 条に定める大学、高等専門学校及び外国の大学（外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの及び我が国における大学又は短期大学に相当する教育研究機関をいう。以下同じ。）をいい、第 2 項に定める他の大学院を含むものとする。

6 この規則において「他の大学院」とは、本学と学生の交流を行う学校教育法第 1 条に定める大学の大学院、外国の大学院及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する国際連合大学をいう。

7 この規則において「本学の部局」とは、各学部、土佐さきがけプログラム、総合人間

自然科学研究科及び各専攻並びに学内共同教育研究施設及び全国共同利用施設をいう。

(大学間協議)

第3条 学生の交流にあたっては、本学と他の大学との間（相互の機関において部局の場合を含む。）で、あらかじめ次に掲げる事項について協議（学生交流協定又は単位互換協定が成立している場合にあっては、学生受入大学からの実施要項等の提示に対する学生派遣大学からの申請をもって協議とみなす。以下「大学間協議」という。）を行う。

- (1) 授業科目の範囲（特別聴講学生及び聴講派遣学生に限る。）
- (2) 学生数
- (3) 研究指導計画（特別研究学生及び研究派遣学生に限る。）
- (4) 授業料等費用の取扱い方法
- (5) その他必要な事項

2 3か月未満で行われる短期の授業科目の履修を目的とする場合にあっては、前項第2号に定める学生数を、学生交流協定による人数制限とは別に規定することができるものとする。

3 第1項の大学間協議は、学部教授会、研究科委員会、国際連携推進委員会又はその他本学の部局における会議（以下「学部教授会等」という。）における審議を経なければならない。

第2章 特別研究学生

(受入れ)

第4条 特別研究学生の受入れは、原則として前条に定める大学間協議が成立したものについて行う。

(出願手続)

第5条 特別研究学生を志望する者は、次の各号に掲げる書類を、原則として入学を希望する日の2か月前（外国の他の大学の学生は、原則として6か月前）までに所属の他の大学の長（部局の長を含む。以下同じ。）を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属の他の大学の長の推薦書
- (4) その他必要と認められる書類

(受入れの許可)

第6条 特別研究学生の受入許可は、他の大学の長からの依頼に基づき、学部教授会等の議を経て、学長が行う。

2 学長は、特別研究学生の受け入れを許可したときは、当該他の大学の長を経て本人に通知するものとする。

(学生証)

第7条 特別研究学生は、所定の学生証の交付を受けて、常時携帯しなければならない。

(研究期間)

第8条 特別研究学生の研究期間は、通算して1年を超えないものとする。ただし、博士課程の特別研究学生で、引き続き研究指導を希望する者は、所属の他の大学の長と協議の上、1年を限度として期間を延長することができる。

(研究の終了)

第9条 研究を終了した特別研究学生は、研究科長に研究終了報告書を提出するものとする。

2 研究科長は、前項の研究終了報告書を提出した者から申し出があったときは、研究証明書を交付するものとする。

(授業料等の費用)

第10条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別研究学生が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に定義された国立大学の学生である場合には、本学での授業料は徴収しない。

3 前項に規定する以外の特別研究学生から徴収する授業料は、国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則（平成16年規則第83号）に定める研究生の規定を準用する。ただし、大学間協議において授業料の不徴収が定められている場合には、授業料は徴収しない。

4 納入した授業料は、還付しない。

5 実験、実習に要する費用は、特別研究学生の負担とすることがある。

(受入許可の取消し)

第11条 学長は、特別研究学生が次の各号の一に該当するときは、所属の他の大学の長と協議の上、受け入れの許可を取り消すことがある。

(1) 研究の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別研究学生として、その本分に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生

(準用規定)

第12条 第4条、第6条、第7条、第10条及び第11条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第4条、第6条、第7条、第10条及び第11条中「特別研究学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第10条第3項中「研究生」とあるのは「科目等履修生」と、第11条第1号中「研究」とあるのは「履修」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第13条 特別聴講学生を志望する者は、次の各号に掲げる書類を、原則として入学を希望する日の2か月前（外国の他の大学の学生は、原則として6か月前）までに所属の他の大学の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願
- (2) 所属の他の大学の長の推薦書
- (3) その他必要と認められる書類

(授業科目履修の範囲)

第14条 特別聴講学生は、大学間協議に基づき、本学の授業科目を学部では60単位、大学院修士課程では10単位、専門職学位課程では14単位を超えない範囲で履修できるものとする。

(履修期間)

第15条 学生交流協定に基づく特別聴講学生の履修期間は、1年間を限度とする。ただし、学長が必要と認めたときは、所属の他の大学の長と協議の上、更に1年以内の期間延長をすることができる。

- 2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 3 3か月未満で行われる短期の授業科目の履修を目的とする場合及び単位互換協定に基づく特別聴講学生には、前2項の規定は適用しない。

(学業成績証明書等)

第16条 本学は、特別聴講学生の学業成績証明書又は履修証明書を所属の他の大学の長に送付するものとする。

第4章 聽講派遣学生

(準用規定)

第17条 第4条及び第15条の規定は、聴講派遣学生に準用する。この場合において、第

4条及び第15条の規定中「特別研究学生」とあり、及び「特別聴講学生」とあるのは「聴講派遣学生」と、第4条中「受け入れ」とあるのは「派遣」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第18条 派遣を希望する者は、所定の願書に大学間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第19条 学長は、他の大学への派遣の願い出があったときは、学部教授会等の議を経た上で、当該他の大学の長の承認を経て、派遣を許可する。

(在学期間への算入)

第20条 聽講派遣学生としての履修期間は、本学の在学期間に含めるものとする。

(履修報告書等の提出)

第21条 学生交流協定に基づく聴講派遣学生は、履修期間が終了したときは、速やかに(外国の他の大学へ留学した学生については、帰国した日から1か月以内に) 所属学部長又は研究科長を経て学長に履修報告書(関係書類を含む。)を提出しなければならない。

(単位の認定)

第22条 聴講派遣学生が他の大学で修得した単位は、学部では60単位(医学部にあっては、30単位)、大学院修士課程では10単位、専門職学位課程では14単位を超えない範囲で本学で修得したものとして認定することができる。

2 単位の認定は、他の大学の長から送付された学業成績証明書(これに代わる証明書類を含む。)により聴講派遣学生が所属する本学の部局において行う。

(授業料等)

第23条 聴講派遣学生は、本学の学生としての授業料は、納入しなければならない。

2 聴講派遣学生を受入れる他の大学における授業料等の諸費用については、大学間協議の定めるところによる。

(派遣許可の取消し)

第24条 学長は、聴講派遣学生が次の各号の一に該当するときは、派遣先の他の大学の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことがある。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 聴講派遣学生として、その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 授業料等の納入を怠り、又は派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第5章 研究派遣学生

(準用規定)

第25条 第4条、第8条、第18条から第21条まで及び前2条の規定は、研究派遣学生に準用する。この場合において、第4条、第8条、第20条、第21条及び前2条の規定中「特別研究学生」とあり、及び「聴講派遣学生」とあるのは「研究派遣学生」と、第4条中「受入れ」とあるのは「派遣」と、第20条及び第21条中「履修期間」とあるのは「研究期間」と、第21条中「履修報告書」とあるのは「研究報告書」と、第24条第1号中「履修」とあるのは「研究」と読み替えるものとする。

第6章 雜 則

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年3月27日から施行する。
- 2 高知大学大学院特別研究学生規則（平成16年規則第316号）は、廃止する。

附 則（平成29年11月27日規則第31号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。